

一般競争入札 入札説明書（委託役務関係）

2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会

入札参加者は、この「一般競争入札説明書（委託役務関係）」（以下、「入札説明書」という。）のほか、入札公告及び「一般競争入札心得（委託役務関係）」（以下、「入札心得」という。）の内容を遵守するとともに、契約書（案）及び仕様書等その他の契約締結に必要な条件を熟知の上、入札を行うこと。

1 入札公告等の交付

「入札公告」及び「入札説明書」等、入札に参加するために必要となる資料（以下「入札公告等」という。）を、2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会事務局ホームページ（以下、「ホームページ」という。）に掲載し、交付する。

ホームページ：<https://www.2019-g20-osaka.jp/>

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者

ケ 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当すると認められる者（次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者

(ア) 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るために連合した者

(イ) 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げた者

(ウ) 契約の適正な履行を確保するためまたはその受ける給付の完了を確認するため

に行う監督または検査の実施に当たり 2019 年 G20 大阪サミット関西推進協力協議会（以下、「協議会」という。）の職員の職務の執行を妨げた者

(エ) 正当な理由なく、契約を履行しなかった者

(オ) 前記(ア)から(エ)までのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項または第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者または申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者または申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）または金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 入札参加申出書の受付期限（平成 31 年 3 月 19 日 9 時）までに平成 31・32・33 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「システム運用・保守」（種目コード 141）に登録されている者であること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者または同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）または同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。
- (8) 大阪府もしくは協議会を当事者の一方とする契約（大阪府または協議会以外の者のする工事の完成もしくは作業その他の役務の給付または物件の納入に対し大阪府が対価の支払いをすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この告示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。

3 連絡事項の確認

本入札の保留、延期、取止めまたは本入札に関する重要事項等を連絡する場合があるので、ホームページを定期的に関覧し、内容を確認すること。

なお、内容を確認しなかったことにより入札参加者が被る損失について、協議会は一切の責めを負わない。

4 入札公告等に対する質問及び回答

(1) 質問期間及び回答予定日時

「入札公告」による。

(2) 質問方法

「質問書」(様式第1号)に質問事項を記載の上、電子メールにより送信する。

送信先: summit-keiyaku@g20osaka.jp

※件名に「2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会の情報セキュリティ対策にかかるコンサルティング業務委託」と記載して送付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによるお問合せはご遠慮ください。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(土曜日、日曜日を除く。午前10時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く))

イ 質問への回答はホームページに平成31年3月14日(木)午後5時までに掲載し、個別には回答しません。ただし、質問がない場合は掲載しません。

5 入札参加申出

入札参加希望者は、「入札参加申出書」(様式第2号)を提出しなければならない。

(1) 申請期間

「入札公告」による。

(2) 申請方法

ア 下記場所に持参して申請する。郵送または電送による申請は認めない。

大阪市住之江区南港北1丁目14-16

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)34階

2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会事務局(総務部:担当 満留・西)

イ 提出を求める書類

「入札公告」による。

6 入札

(1) 入札の日時及び場所

「入札公告」の「2 入札日程等」による。

(2) 留意事項

ア 入札参加者は、別紙「一般競争入札心得」を遵守の上、「入札書」(様式第3号)により入札を行うこと。

イ 入札書は持参するものとし、郵送による入札は認めない。

ウ 入札に際し、代表者または受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代表者または受任者からの「委任状」(様式第4号)を持参し、提出すること。

エ 入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(税抜き)を日本円で入札書に記載すること。

7 再度の入札

開札をした結果、落札者とすべき者がいないときは、再度の入札を行う。再度の入札は、入札心得第15条の規定による。

8 入札参加の辞退

(1) 入札参加者は、4により入札参加申出を行ってから入札書を提出するまでの間は、入札を辞退することができる。ただし、一旦辞退した場合は、それを撤回し、または本入札に参加することができない。

(2) 入札を辞退するときは、「入札辞退届」(様式第5号)を提出しなければならない。

- (3) 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはない。
- (5) 入札を辞退した者は、入札参加申出の期間中であっても、本入札に再度参加することはできない。

9 入札執行の保留、延期または取止め

入札執行前または執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ、入札執行が困難または執行すべきでない認められるときは、入札執行を保留、延期または取止め（以下、「保留等」という。）する場合がある。

なお、保留等により入札参加者が被った損失について、協議会は一切の責めを負わない。

- (1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。
- (2) 入札執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。
- (3) その他、協議会がやむを得ない事由により入札執行を保留すべきと判断したとき。

10 調査の実施

9(2)により入札執行を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

11 入札金額

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下、「契約希望金額」という。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 入札保証金

入札心得第5条の規定による。

13 入札書の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において入札参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。

また、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

14 落札候補者の決定方法

入札心得第13条の規定により、落札候補者を決定する。

なお、落札候補者については、開札後、事後審査を行うため、落札者の決定までに日時を要する。

15 事後審査

開札の結果、落札者の決定を保留した上で、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けたときは、最低制限価格以上で予定価格の制限の範囲内）で最低の価格を提示した者を落札候補者とし、落札候補者について、入札参加資格を審査（以下、「事後審査」という。）する。事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが明らかとなった者の行った入札は、無効とする。

(1) 事後審査の内容

「事後審査申請書」（様式第6号）（以下、「審査申請書」という。）及び事後審査資料（以下、「審査資料」という。）等により、落札候補者について入札参加資格の有無について審査する。

(2) 事後審査の方法等

ア 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けたときは、最低制限価格以上で予定価格の制限の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札候補者についてのみ、開札後、事後審査を実施する。

イ 開札後、速やかに、落札候補者に対して、落札候補者に決定した旨を連絡する。落札候補者は、提出期限までに審査申請書及び審査資料を提出しなければならない。

提出がない場合は失格とする。

審査資料は、次のとおり

- 委託費内訳明細書（積算根拠となる内訳明細書：様式自由）
- 様式7（1）に関する書類

ウ 落札候補者となるべき同価格の入札が2人以上ある場合は、入札心得第14条により落札候補者順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

エ 事後審査の結果、入札参加資格があると判断した落札候補者を落札者とする。

オ 事後審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと判断したときは、直ちに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下、「次順位者」という。）を落札候補者とし、事後審査を行う。

なお、次順位者が2者以上あるときは、ウと同様の方法により落札候補者の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

カ オは、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

キ 上位順位の者の資格が有効であると確認された場合は、それ以降の順位者の事後審査を行わない。

(3) 事後審査の結果通知

事後審査の結果については、事後審査結果通知書により通知するものとする。

(4) 事後審査の不服申立て

事後審査で、入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）までに、協議会に対して、入札参加資格がない旨の理由の説明を求められることができる。説明を求める場合は、「事後審査結果不服申立書」（様式第7号）を事後審査申請書の提出先に提出しなければならない。

16 契約手続等

(1) 契約書

契約書を作成するため、落札者は契約書に記名押印し、12月7日（金）に協議会に提出しなければならない。ただし、協議会の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失い、協議会は契約を締結しないことがある。

(2) 誓約書

落札者は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 11 条第 2 項に規定する暴力団員または暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、落札決定後速やかに「入札公告」に示す提出先へ提出（郵送または持参）しなければならない。（ただし、契約金額が 500 万円未満の場合は提出を要しない。）誓約書を提出しないときは、協議会は契約を締結せず、当該落札者について、入札参加停止等の措置を行う。

(3) 落札決定の日から契約締結の日までの間において、アに該当した者とは契約せず、イまたはウに該当した者とは契約を締結しないことがある。

ア 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者またはこれらの要綱の別表に掲げる措置要件に該当した者

イ 大阪府入札参加停止に基づく入札参加停止の措置を受けた場合またはこれらの要綱の別表に掲げる措置要件に該当した者

ウ 大阪府または協議会を当事者の一方とする契約で、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(4) (1) 後段及び(3)の規定により協議会が契約を締結しないときは、落札者は入札心得第 5 条に定める違約金を協議会に支払わなければならない。この場合、協議会は一切責めを負わない。

17 契約保証金

入札心得第 16 条の規定による。

18 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 提出した書類の返却は行わない。
- (3) 入札書の提出者がいない場合は、入札執行を取り止める。